

Ⅲ-① 特殊肥料生産の届出

(注) 特殊肥料を継続的に生産し、他者に譲渡する場合は、有償、無償にかかわらず、届出が必要です。なお、生産した肥料を全量自家消費する場合は、届出の必要はありません。

1 生産を開始する場合（銘柄ごと）

特殊肥料（P. 19）の生産を開始する1週間前までに、銘柄ごとに以下の書類を提出してください。＜肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項＞

- 1) 特殊肥料生産業者届出書（記入例P. 11） 正副2部
- 2) 届出者の住所、氏名（法人は所在地と名称、代表者氏名）を確認できるもの 1部
 - ・個人の場合、マイナンバー（個人番号）カード、住民票や運転免許証等の公的機関が発行した書類
 - ・法人の場合、登記事項証明書や定款等
 - （※いずれも複写したものでも可）
- 3) 生産する事業場の所在地がわかる略地図と事業場の電話番号 1部
- 4) 生産工程の概要 1部
- 5) 成分分析証明書成分分析証明書（堆肥、動物の排せつ物、堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用する混合特殊肥料のみ） 1部

「堆肥」、「動物の排せつ物」、堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用する「混合特殊肥料」については、下記成分に係る品質表示義務があります。

（P. 24）

- 窒素全量、りん酸全量、加里全量（必須）
- 炭素窒素比：「堆肥」、「動物の排せつ物」
- 銅全量：豚ふんを原料とするもの（現物1kg当たり300mg以上含有する場合）
- 亜鉛全量：豚ふん又は鶏ふんを原料とするもの（現物1kg当たり900mg以上含有する場合）
- 石灰全量：石灰を原料とするもの（現物1kg当たり150g以上含有する場合）
- 水分含有量：成分を乾物あたりで表示する場合

その他の特殊肥料についても、国の指導により所定事項の表示をお願いしています。

（P. 29）

6) 生産設備を賃借して生産する場合、肥料を委託生産する場合、肉骨粉等を原料とする場合はその他書類の提出が必要です。(5 その他提出書類 (P. 9))

※特殊肥料の生産に伴い、肥料の販売を開始する場合は、肥料販売業務開始届出書も併せて提出が必要です。(P. 3)

2 届出事項に変更があった場合

届出事項に変更があった場合は、その日から2週間以内に、以下の書類を提出してください。<肥料の品質の確保等に関する法律第22条第2項>

- 1) 特殊肥料生産業者届出事項変更届出書 (記入例P. 12) 正副2部
- 2) 変更内容が確認できる書類 1部
 - ※「法人の名称」「代表者の氏名」「主たる事務所の所在地」「住所」の変更
 - 1 生産を開始する場合の2)と同じ
 - ※「生産する事業場の所在地」の変更
 - 1 生産を開始する場合の3)と同じ
 - ※「肥料の名称」「保管する施設の所在地」の変更の場合、添付書類はありません。

3 特殊肥料生産業を廃止した場合

生産を廃止した場合は、その日から2週間以内に、以下の書類を提出してください。<肥料の品質の確保等に関する法律第22条第2項>

- 1) 特殊肥料生産事業廃止届出書 (記入例P. 13) 正副2部
 - ※届出者が届出できない場合は、代理人が届け出てください。

4 提出先

生産業務を行う事業場を管轄する振興局の農業水産振興課 (提出先一覧P. 54)

5 その他提出書類

- 1) 生産設備を賃借して生産する場合は、以下の書類の提出が必要です。 (P. 14)
 - ・生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書 1部
 - ・賃貸借契約書の写し 1部
 - ・賃借する工場の見取り図 1部
- 2) 肥料を委託生産する場合は、以下の書類の提出が必要です。 (P. 16)
 - ・委託による肥料の生産に関する届出書 1部
 - ・委託生産契約書の写し 1部

3) 肉骨粉等を原料とする場合は、以下の書類の提出が必要です。

- ①豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物（鯨及びイルカ）のみに由来する肉骨粉等の場合
「豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物由来肉骨粉等適合確認書」の写し 1部
（（独）農林水産消費安全技術センターの理事長の確認）
- ②豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等と肉骨粉以外のもの（例えば、硫酸アンモニア、過りん酸石灰、塩化加里等）とを混ぜた場合
「豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物由来肉骨粉等適合確認書」の写し
（（独）農林水産消費安全技術センターの理事長の確認）
もしくは「肉骨粉等供給管理票」の写し 1部
- ③牛由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く）を原料とした肉骨粉等の場合
「製造基準適合確認書」もしくは「肥料原料供給管理票」の写し 1部
（農林水産大臣の確認）
- ④牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とした場合
「確認書」の写し 1部
（原料の生産工場又は牛皮を排出すると畜場等から入手）

様式第 14 号（イ）（第 20 条関係）

特殊肥料生産業者届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 **和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1**

株式会社和歌山

氏名 **代表取締役 和歌山 太郎**

下記により特殊肥料を生産したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
株式会社和歌山 代表取締役 和歌山 太郎
和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1
- 2 肥料の種類
堆肥
- 3 肥料の名称
牛ふんおがくず堆肥 ※1
- 4 生産する事業場の名称及び所在地 ※2
株式会社和歌山 本社工場
和歌山県〇〇郡わかやま町 2 - 2
- 5 保管する施設の所在地 ※3
和歌山県〇〇郡わかやま町 3 - 3

※1 有機質原料を使用した旨を肥料の名称中に入れる場合は、「有機入り」の字句とし、当該原料に由来する窒素の量を 0.2%以上含有する場合に限ります。

※2 （1）本社と同一の所在地であっても、法人名や個人名だけでなく、「本社工場」のような事業場名と、あわせて所在地を必ず記載してください。

（2）2 か所以上の事業場（工場）で生産する場合は、工場名と所在地を併記してください。

※3 所在地のみの記載でかまいません。2 か所以上ある場合は、すべてを列記してください。

様式第 14 号 (ロ)

特殊肥料生産業者届出事項変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1

株式会社ワカヤマ

氏名 代表取締役 和歌山 太郎

※ 1

さきに〇〇年〇〇月〇〇日付で肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更が生じたので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 変更した年月日
△△年△△月△△日
- 2 変更した事項
名称 (旧) 株式会社和歌山 ※ 2
(新) 株式会社ワカヤマ
- 3 変更した理由
社名変更による。 ※ 3

※ 1 特殊肥料生産業者届出書を届け出た年月日を記載してください。分からない場合は振興局農業水産振興課又は鳥獣害対策課までお問い合わせください (連絡先 P. 54)。

※ 2 該当事項を新旧対照させて記載してください。「生産事業場の所在地」「保管する施設の所在地」を追加する場合も、届け出てください。

※ 3 変更事項に応じて理由を記載してください。

様式第 14 号 (ハ)

特殊肥料生産事業廃止届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 **和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1**

株式会社ワカヤマ

氏名 **代表取締役 和歌山 太郎**

※ 1

さきに〇〇年〇〇月〇〇日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により届け出た特殊肥料の生産事業を下記のとおり廃止したので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 廃止した年月日
△△年△△月△△日
- 2 生産していた特殊肥料の名称

※ 1 特殊肥料生産業者届出書を届け出た年月日を記載してください。分からない場合は振興局農業水産振興課又は鳥獣害対策課までお問い合わせください (連絡先 P. 54)。

生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

今般、別添賃貸借契約書及び見取り図のとおり〇〇所有の〇〇工場の生産設備を賃借し、当社の責任下における適正な管理に基づき、下記により肥料を生産することとしたので、あらかじめ届け出ます。

なお、別添賃貸借契約書及び下記事項に変更が生じた場合には速やかに報告することとします。

記

1. 生産設備を賃借して生産を行う工場の名称及び所在地
2. 生産設備を賃借して生産する肥料の種類
3. 生産設備を賃借する期間
(年 月～ 年 月)
(ただし、双方別段意思表示のない限り1ヵ年間自動延長し、以後同様とする。)
→ 契約書に規定等がある場合に記載
4. 生産の管理責任者

備考

1. 賃貸借契約書及び見取り図を添付する。
2. 記の3について、賃貸借契約書に自動的に更新する旨の規定等がある場合には、その旨を記載し、賃貸借の契約が継続している間は賃借する期間の変更の届出は不要とする。
3. 記の4については役職名等を記載する。

(別添賃貸契約書の例)

肥料生産設備賃貸契約書

〇〇〇(以下甲という)と×××(以下乙という)は、下記条項に基づき、乙の肥料生産のための設備の賃貸に関し、契約を締結する。

記

(目的)

第1条 この契約は乙が肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、肥料の生産を行うために、甲の所有する生産設備(これに必要な付帯設備を含む、以下同じ)を賃貸することに関し、締結する。

(賃貸物件の範囲)

第2条 前条の賃貸物件は次のとおり

- 1 原料、製品置き場
- 2 粉碎、計量、造粒、乾燥、包装等生産設備一式
- 3 事務所(一部)

(賃貸期間)

第3条 本契約の有効期間は、平成年月日から平成年月日までとする。但し、甲乙いづれかにより別段の意思表示のない限り更に1カ年間自動延長され、以後同様とする。

(賃貸料)

第4条賃 賃料は甲乙協議の上別にこれを定めるものとする。

(賃貸物件の管理)

第5条 乙は借用した設備及び物件の保管、保全の責任を負うものとする。

(生産計画)

第6条 年度、月毎に生産計画を甲乙協議の上、策定する。

(製品等の管理区分)

第7条 両者は自己の所有あるいは占有する原料、製品等の所在を明確に区別し、且つ、場所毎に標識等をもってその旨を明示するものとする。

(生産の管理責任者)

第8条 乙は生産の管理責任者を定めるとともに、生産期間中は管理責任者を常駐させて生産管理に当たらせるものとする。

(契約の変更)

第9条 本契約は甲乙いずれかの申し出があった場合は協議の上変更することができる。

(契約の失効)

第10条 本契約は乙が生産を中止したとき、又は甲乙協議の上解約したときは失効する。

この契約を証するために、本契約書を2通作成し、甲、乙各1通を保管する。

年 月 日

甲	住所	
	氏名	〇〇〇
乙	住所	
	氏名	×××

委託による肥料の生産に関する届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

今般、別添委託生産契約書のとおり〇〇所有の〇〇工場で、当社の指図に基づき肥料を生産し、かつ当該肥料の全てを当社に譲渡することを前提に、下記により肥料の委託生産をすることとしたので、あらかじめ届け出ます。

なお、別添委託生産契約書及び下記事項に変更が生じた場合には速やかに報告することとします。

記

1. 委託生産を予定している手続
 - 法第4条第1項又は第3項の規定に基づく登録の申請
 - 法第13条第1項の規定に基づく登録事項変更の申請
 - 法第16条の2第1項又は第2項の規定に基づく届出
 - 法第16条の2第3項の規定に基づく届出事項変更の届出
 - 法第22条第1項の規定に基づく届出
 - 法第22条第2項の規定に基づく届出事項変更の届出
2. 委託により生産を行う事業場の名称及び所在地
3. 委託により生産する肥料の種類
4. 委託生産に係る契約期間
(年 月～ 年 月)

備考

1. 委託生産契約書（写）を添付する。
2. 記の4について、委託生産契約書に自動的に更新する旨の規定等がある場合には、その旨を記載し、委託生産の契約が継続している間は委託生産に係る契約期間の変更の届出は不要とする。

委託による肥料の生産に関する届出事項変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

さきに、〇〇年〇〇月〇〇日付けで届け出ました〇〇株式会社〇〇工場に係る「委託による肥料の生産に関する届出」に、下記のとおり事項に変更を生じたので届け出ます。

記

1. 変更した事項

委託契約に係る事項

(新) 〇〇

(旧) 〇〇

2. 変更した年月日

3. 変更した理由

〇〇のため

備考

1. 委託生産契約書に変更が生じた場合には、新たな委託生産契約書（写）を添付する。

委託による肥料の生産に関する届出の廃止届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

さきに、〇〇年〇〇月〇〇日付けで届け出ました〇〇株式会社〇〇工場に係る「委託による肥料の生産に関する届出書」に関し、〇〇年〇〇月〇〇日をもって、委託生産契約の終了により委託による肥料の生産業務を廃止しましたので届け出ます。

特殊肥料等を指定する件

昭和25年6月20日農林省告示第177号

最終改正：令和5年9月1日農林水産省告示第1054号

一 肥料の品質の確保等に関する法律第二条第二項の特殊肥料

(イ) 左に掲げる肥料で粉末にしないもの

魚かす（魚荒かすを含む。以下同じ。）

干魚肥料

干蚕蛹

甲殻類質肥料

蒸製骨（脱こう骨を含み、牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）

由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。）を使用する場合にあつ

ては肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）別表第一号ホ

に規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料

の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置（以下「管

理措置」という。）が行われたものに限り、かつ、牛等の部位（牛等由来の原料のうち、肉（食用

に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、骨

（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限

る。）、皮、毛、角、蹄(てい)及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料

として使用される食品である臓器に限る。）以外のものをいう。以下同じ。）を原料とするもの

については牛（月齢が三十月以下の牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日までのものを

いう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸(けい)椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸

(けい)椎棘(きよく)突起、胸椎棘(きよく)突起、腰椎棘(きよく)突起、仙骨翼、正中仙骨稜(りよう)

及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十四条の検査を経ていない牛

等の部位（以下「脊柱等」という。）が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程に

おいて製造されたものに限る。）

蒸製てい角（牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものに限る。）

肉かす（牛等由来の原料を使用する場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛等の部

位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程に

おいて製造されたものに限る。）

羊毛くず（管理措置が行われたものに限る。）

牛毛くず（管理措置が行われたものに限る。）

粗砕石灰石

(ロ)

米ぬか

発酵米ぬか

発酵かす（生産工程中に塩酸を使用しないしよ油かすを除く。以下同じ。）

アミノ酸かす（廃糖蜜アルコール発酵濃縮廃液で処理したものを含み、遊離硫酸の含量〇・五パーセント以上のものを除く。）

くず植物油かす及びその粉末（植物種子のくずを原料として使用した植物油かす及びその粉末をいう。）

草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末

木の実油かす及びその粉末（カポツク油かす及びその粉末を除く。以下同じ。）

コーヒーかす

くず大豆及びその粉末（くず大豆又は水ぬれ等により変質した大豆を加熱した後圧ぺんしたもの及びその粉末をいう。）

たばこくず肥料及びその粉末（変性しないたばこくず肥料粉末を除く。）

乾燥藻及びその粉末

落棉分離かす肥料

よもぎかす

草木灰（じんかい灰を除く。）

くん炭肥料

骨炭粉末（牛等由来の原料を使用する場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

骨灰（牛等由来の原料を使用する場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

セラツクかす

にかわかす（オセインからゼラチンを抽出したかすを乾燥したものを除き、牛等由来の原料を使用する場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

魚鱗（蒸製魚鱗及びその粉末を除く。）

家きん加工くず肥料（蒸製毛粉（羽を蒸製したものを含む。）を除く。）

発酵乾ふん肥料（し尿を嫌気性発酵で処理して得られるものをいう。以下同じ。）

人ふん尿（凝集を促進する材料（以下「凝集促進材」という。）又は悪臭を防止する材料（以下「悪臭防止材」という。）を加え、脱水又は乾燥したものを除く。）

動物の排せつ物（凝集促進材（別表第一に掲げるものに限る。）を加えたものを含む。以下同じ。）

動物の排せつ物の燃焼灰

堆肥（わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの（尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む。）をいい、牛等由来の原料を使用する場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛等の部位を使用するものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

グアノ（窒素質グアノを除く。）

発泡消火剤製造かす（てい角等を原料として消火剤を製造する際に生ずる残りかすをいい、牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものに限る。）

貝殻肥料（貝粉末及び貝灰を含む。）

貝化石粉末（古代にせい息した貝類（ひとで類又はその他の水せい動物類が混在したものを含む。）が地中に埋没堆積し、風化又は化石化したものの粉末をいう。以下同じ。）

製糖副産石灰

石灰処理肥料（果実加工かす、豆腐かす又は焼酎蒸留廃液を石灰で処理したものであつて、乾物 1 キログラムにつきアルカリ分含有量が 250 グラムを超えるものをいう。）

含鉄物（褐鉄鉱（沼鉄鉱を含む。）、鉱さい（主として鉄分の施用を目的とし、鉄分を百分の十以上含有するものに限る。）、鉄粉及び岩石の風化物で鉄分を百分の十以上含有するものをいう。以下同じ。）

微粉炭燃焼灰（火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずるよう融された灰で煙道の気流中及び燃焼室の底の部分から採取されるものをいう。ただし、燃焼室の底の部分から採取されるものにあつては、3 ミリメートルの網ふるいを全通するものに限る。以下同じ。）

カルシウム肥料（主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。）

石こう（りん酸を生産する際に副産されるものに限る。）

（ハ）

専ら特殊肥料（肥料の品質の確保等に関する法律第二十二条第一項の規定による届出がされたものに限る。）が原料として配合される肥料（堆肥に該当するものを除き、別表第二に掲げる材料を加えたものを含む。附において「混合特殊肥料」という。）

二 肥料の品質の確保等に関する法律第三十五条第一項前段の肥料

工業用 硫酸アンモニア、塩化アンモニア、硝酸アンモニア、硝酸ソーダ、尿素、石灰窒素、硝酸アンモニアソーダ肥料、硝酸苦土肥料、グリオキサール縮合尿素、りん酸苦土肥料、熔成灰けい酸りん肥、鉱さいりん酸肥料、菌体りん酸肥料（腐熟させていないものに限る。）、混合りん酸肥料、硫酸加里、塩化加里、混合加里肥料、蒸製てい角粉、生骨粉、大豆油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、たばこくず肥料及びその粉末、とうもろこし浸漬液肥料、化成肥料、配合肥料、熔成汚泥灰複合肥料、生石灰、消石灰、炭酸カルシウム肥料、副産石灰肥料、混合石灰肥料、鉱さいけ

い酸質肥料、軽量気泡コンクリート粉末肥料、シリカゲル肥料、けい灰石肥料、熔成けい酸質肥料、硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、酢酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、硫酸マンガン肥料、ほう酸塩肥料、ほう酸肥料、汚泥肥料（腐熟させていないものに限る。）、硫黄及びその化合物、粗砕石灰石、木の実油かす及びその粉末、微粉炭燃焼灰、カルシウム肥料、石こう、含鉄物

飼料用 尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、焼成りん肥、塩化加里、魚かす及びその粉末、干魚肥料及びその粉末、魚節煮かす、蒸製魚鱗及びその粉末、干蚕蛹及びその粉末、蚕蛹油かす及びその粉末、とうもろこしはい芽及びその粉末、大豆油かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末、わたみ油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、あまに油かす及びその粉末、ごま油かす及びその粉末、米ぬか油かす及びその粉末、その他の草本性植物油かす及びその粉末（ひまわり油かす及びその粉末、サフラワー油かす及びその粉末、ニガー油かす及びその粉末並びにえごま油かす及びその粉末に限る。）、カポック油かす及びその粉末、とうもろこしはい芽油かす及びその粉末、豆腐かす乾燥肥料、えんじゆかす粉末、とうもろこし浸漬液肥料、乾燥菌体肥料（乾燥酵母に限る。）、魚廃物加工肥料（蒸製皮革粉、たばこくず肥料若しくはその粉末若しくは泥炭を原料として使用するもの又は悪臭防止材を使用するものを除く。）、副産動植物質肥料混合有機質肥料（蒸製皮革粉、ひまし油かす粉末、たばこくず肥料粉末、乾燥菌体肥料（主産物製造排水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を加熱乾燥したものに限る。）、加工家きんふん肥料又は魚廃物加工肥料（蒸製皮革粉、たばこくず肥料若しくはその粉末若しくは泥炭を原料として使用するもの又は悪臭防止材を使用するものに限る。）を原料として使用するものを除く。）、副産肥料、液状肥料、化成肥料、シリカゲル肥料、硫酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、硫酸マンガン肥料、米ぬか、発酵かす、木の实油かす及びその粉末（パーム核油かす及びその粉末に限る。）、貝化石粉末

附 一に掲げる肥料には、造粒、成形及び圧ぺんしたもの（混合特殊肥料にあつては、粉碎その他必要と認められる方法により加工されたものを含む。）を含む。

別表第一

- 一 ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材
- 二 ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材
- 三 ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- 四 ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- 五 ポリアミジン系高分子凝集促進材
- 六 アルミニウム系無機凝集促進材
- 七 鉄系無機凝集促進材

別表第二

- 一 固結を防止する材料として使用する次の材料

滑石粉末、クレー、けい酸石灰、けい石粉末、けいそう土、潤滑油、シリカゲル、シリカ粉、シリカヒューム、ゼオライト、なたね油、パーライト、ベントナイト

二 浮上を防止する材料として使用する次の材料

安山岩粉末、かんらん岩粉末、けい石粉末、けつ岩粉末、砂岩粉末

三 粒状化を促進する材料として使用する次の材料

アタパルジャイト、安山岩粉末、アンモニア液又はアンモニアガス（中和造粒のために使用する場合に限る。）、イースト菌発酵濃縮廃液、カオリン、滑石粉末、カルボキシメチルセルロース、かんらん岩粉末、クレー、軽焼マグネシア、けい石粉末、けいそう土、コーンスターチ、こんにゃく飛粉、砂岩粉末、消石灰、ゼオライト、石こう、セピオライト、でんぷん、糖蜜、ぬか、パルプ廃液、ベントナイト、リグニンスルホン酸、硫酸（中和造粒のために使用する場合に限る。）、りん酸液（中和造粒のために使用する場合に限る。）

四 悪臭を防止する材料として使用するゼオライト

特殊肥料の品質表示例 「堆肥」「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」の場合

品質表示については、下の記載例を参考に表示してください。

品質表示基準で表示することが定められた事項以外は、この品質表示の枠の中に記載することはありません。

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示			
肥料の名称	〇〇〇〇	*1	
肥料の種類	〇〇	*2	
届出をした都道府県	〇〇県	*3	
表示者の氏名又は名称及び住所	*4 〇〇〇〇株式会社 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1		
正味重量	20キログラム(20リットル)	*5	
生産した年月	令和〇〇年〇〇月	*6	
原料(原料)	牛ふん、肉骨粉、鶏ふん、わら類、樹皮、骨炭粉末 *7		
備考:	1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。		
	2 この肥料には牛等由来たん白質(牛又は豚に由来するもの)が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。 *8		
	3 腐熟を促進するために尿素を使用したものである。 *9		
	4 牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために消石灰を5%使用したものである。 *10		
	5 粒状化を促進するためにこんにやく飛粉を使用したものである。 *11		
	6 固結を防止するためにパーライトを使用したものである。 *11		
	7 浮上を防止するためにかんらん岩粉末を使用したものである。 *11		
	8 悪臭を防止するためにゼオライトを使用したものである。 *11		
主成分の含有量等	窒素全量	3.0 %	*12
*17 *18	りん酸全量	3.0 %	*12
	加里全量	0.5 %未満	*12
	銅全量	350 mg/kg	*13
	亜鉛全量	950 mg/kg	*14
	石灰全量	15.0 %	*15
	炭素窒素比	5	*16

- *1 特殊肥料生産業者届出書や特殊肥料輸入業者届出書で届け出たとおりの肥料の名称を記載してください。
- *2 ○○には、堆肥の場合は「堆肥」、動物の排せつ物の場合は「動物の排せつ物」、混合特殊肥料の場合は「混合特殊肥料」と記載してください。
- *3 生産業者が表示する場合は、特殊肥料生産業者届出書を届け出た都道府県名を、輸入業者が表示する場合は、特殊肥料輸入業者届出書を届け出た都道府県名を、販売業者が表示する場合は、肥料販売業務開始届出書を届け出た都道府県名を記載してください。
- *4 肥料を生産した場合は、生産業者が表示者となり、特殊肥料生産業者届出書で届け出たとおりに記載します。肥料を輸入した場合は、輸入業者が表示者となり、特殊肥料輸入業者届出書で届け出たとおりに記載します。肥料が入っている袋などを開いたとき、肥料をつめかえたとき、バラの肥料を袋などに入れた場合に限り、販売業者が表示者となります。肥料販売業務開始届出書で届け出たとおりに記載します。
- *5 キログラム単位で表示してください。同時に容積量をリットル単位で表示することもできます。容積量（リットル単位）だけを表示することはできません。
- *6(1) 表示方法は、次のいずれかの例により記載してください。
 ア 令和3年2月
 イ 3. 2
 ウ 2021. 2
- (2) 肥料を輸入した場合は、標題を「輸入した年月」とし、輸入した年月を記載してください。
- (3) 販売業者が表示する場合、販売業者が生産した年月や輸入した年月を知らないときは、標題を「表示した年月」とし、表示をした年月を記載してください。
- (4) この表示票の中に表示することが困難な場合は、「生産した年月」（「輸入した年月」「表示した年月」）の欄に記載する場所を表示し、その場所に表示することができます。
- *7 原料の記載方法について
- (1)原料名は次の区分に従って記載してください。
- ア 堆肥及び動物の排せつ物の場合
- ・「鶏ふん」、「もみがら」などの最も一般的な名称で原料を表示してください。
 - ・堆肥や動物の排せつ物の原料として混合特殊肥料を使用した場合は、「混合特殊肥料」とは記載せず、混合特殊肥料の原料として使用した特殊肥料の種類を表示してください。ただし、この混合特殊肥料の原料として堆肥または動物の排せつ物を使用している場合には、「堆肥」または「動物の排せつ物」とは記載せず、堆肥または動物の排せつ物の原料を最も一般的な名称で表示してください。
- イ 混合特殊肥料の場合
- ・原料として使用した特殊肥料の種類を表示してください。
 - ・堆肥または動物の排せつ物を原料として使用する場合には、「堆肥」または「動物の排せつ物」の次に〔 〕をつけ、これらの肥料に使用されている原料をアの方法で表示してください。
 - ・混合特殊肥料の原料として混合特殊肥料を使用した場合は、「混合特殊肥料」とは記載せず、原料である混合特殊肥料の原料として使用した特殊肥料の種類を表示してください。
- (2) 生産に当たって使用された重量の大きい原料から順に記載することとし、表示例のように備考で重量の大きい順であることを記載してください。この際、〔 〕内に書く原料も重量の大きいものから順に記載します。また、混合特殊肥料を原料として使用した場合は、その原料として使用した特殊肥料を重量の大きいものから順に記載します。
- (3) この表示票の中に表示することが困難な場合は、(原料) の欄に記載する場所を表示し、その場所に表示することができます。

- *8 ほ乳動物由来たん白質（乳及び乳製品を除く。）、家きん由来たん白質（卵及び卵製品を除く。）又は魚介類由来たん白質が使用されている場合（所定の手続きを経て製造したゼラチン・コラーゲンを除く。）は、次の区分に従って備考欄に次のように記載してください。
- (1) 牛、めん羊または山羊（牛等）由来の原料を含まない場合
この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。
注）動物由来たん白質の次に（ ）をつけ、由来する動物種を記載できます。
- (2) 牛等由来の原料を含む場合や原料事情等により牛等由来の原料を含む可能性がある場合
この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。
注）牛等由来たん白質の次に（ ）をつけ、由来する動物種を記載できます。
- *9 堆肥で、生産に当たって腐熟を促進する材料が使用されるものについては、その材料の名称を備考欄に例のように記載してください。
- *10 牛、めん羊、山羊及び鹿の摂取防止に効果があると認められる材料が使用されたものについては、備考欄に次の例のようにその材料の名称及び使用量を記載してください。
(例) 牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために△△△を△%使用したものである。
- *11 以下の固結、浮上もしくは悪臭を防止するための材料、または、粒状化を促進するための材料を生産に当たって使用した混合特殊肥料や、このような混合特殊肥料を原料として使用した堆肥については、備考欄に例のようにその材料の名称を記載してください。
- 固結を防止する材料：滑石粉末、クレー、けい酸石灰、けい石粉末、けいそう土、潤滑油、シリカゲル、シリカ粉、シリカヒューム、ゼオライト、なたね油、パーライト、ベントナイト
浮上を防止する材料：安山岩粉末、かんらん岩粉末、けい石粉末、けつ岩粉末、砂岩粉末
悪臭を防止する材料：ゼオライト
粒状化を促進する材料：アタパルジャイト、安山岩粉末、アンモニア液またはアンモニアガス（中和造粒のために使用する場合に限る。）、イースト菌発酵濃縮廃液、カオリン、滑石粉末、カルボキシメチルセルロース、かんらん岩粉末、クレー、軽焼マグネシア、けい石粉末、けいそう土、コーンスターチ、こんにやく飛粉、砂岩粉末、消石灰、ゼオライト、石こう、セピオライト、でんぷん、糖蜜、ぬか、パルプ廃液、ベントナイト、リグニンスルホン酸、硫酸（中和造粒のために使用する場合に限る。）、りん酸液（中和造粒のために使用する場合に限る。）
- *12 堆肥、動物の排せつ物またはこれらを原料とした混合特殊肥料の場合、窒素全量、りん酸全量、加里全量は、%単位で表示してください。現物当たりの含有量が0.5%未満の場合は、「0.5%未満」と表示することができます。通常は小数点以下第1位まで記載します。
- *13 豚ふんを原料として使用した堆肥、動物の排せつ物またはこれらを原料とした混合特殊肥料であって、銅全量を現物1キログラム当たり300ミリグラム以上含有する場合に限り、mg/kgの単位で表示してください。通常は整数で記載します。
- *14 豚ふんや鶏ふんを原料として使用した堆肥、動物の排せつ物またはこれらを原料とした混合特殊肥料であって、亜鉛全量を現物1キログラム当たり900ミリグラム以上含有する場合に限り、mg/kgの単位で表示してください。通常は整数で記載します。
- *15 石灰を原料として使用した堆肥、動物の排せつ物またはこれらを原料とした混合特殊肥料であって、石灰全量を現物1キログラム当たり150グラム以上含有する場合に限り、%単位で表示してください。通常は小数点以下第1位まで記載します。
- *16 堆肥または動物の排せつ物の場合は、炭素窒素比の値を表示してください。%などの単位はつけず、通常は整数で記載します。

*17 *12～16の主成分の含有量等は該当する場合必ず表示する必要がありますが、それ以外に次の表に掲げる主成分については表示に必要な最小量以上である場合に限り任意で表示することができます。全て%単位で表示します。

成分	表示に必要な最小量(%)
窒素（窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素） りん酸（りん酸全量、く溶性りん酸、可溶性りん酸、水溶性りん酸） 加里（加里全量、く溶性加里、水溶性加里） 有効石灰（可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰） 有効硫黄（可溶性硫黄）	1
アルカリ分 有効けい酸（可溶性けい酸、水溶性けい酸） 有効苦土（可溶性苦土、く溶性苦土、水溶性苦土）	5 1
有効マンガ（可溶性マンガ、く溶性マンガ、水溶性マンガ）	0.1
有効ほう素（く溶性ほう素、水溶性ほう素）	0.05

*18 主成分の含有量等は、肥料等試験法による分析結果を元に記載します。主成分の含有量について、以下の表の左欄の成分は右欄の化学物質の形態として数値を記載してください。

成分	表示形態
窒素（窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素）	窒素（N）
りん酸（りん酸全量、く溶性りん酸、可溶性りん酸、水溶性りん酸）	五酸化リン（ P_2O_5 ）
加里（加里全量、く溶性加里、水溶性加里）	酸化カリウム（ K_2O ）
アルカリ分	酸化カルシウム（ CaO ）及び酸化マグネシウム（ MgO ）
石灰全量	酸化カルシウム（ CaO ）
有効石灰（可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰）	
有効けい酸（可溶性けい酸、水溶性けい酸）	二酸化ケイ素（ SiO_2 ）
有効苦土（可溶性苦土、く溶性苦土、水溶性苦土）	酸化マグネシウム（ MgO ）
有効マンガ（可溶性マンガ、く溶性マンガ、水溶性マンガ）	酸化マンガ（ MnO ）
有効ほう素（く溶性ほう素、水溶性ほう素）	三酸化二ほう素（ B_2O_3 ）
有効硫黄（可溶性硫黄）	硫黄（S）
銅全量	銅（Cu）
亜鉛全量	亜鉛（Zn）

一部の成分は酸化物の形態で表示しますが、分析機関によっては酸化物ではなく元素の形で分析結果を記載している場合があります。この場合には、数値を換算して表示する必要があります。

現物当たりで表示することが基本ですが、現物当たりでの表示が困難な場合は、標題を「主成分の含有量等（乾物当たり）」と記載し、乾物当たりの数字で記載することができます。この場合、炭素窒素比の表示の下に、水分含有量を%単位で表示してください。通常は小数点以下第1位まで記載します。

なお、水分含有量を記載しない場合は、「主成分の含有量等」という標題を「主成分の含有量」とすることができます。

また、分析機関によって分析結果を現物当たりで記載している場合と乾物当たりで記載している場合があります。このような場合には、乾物換算値を現物の値に換算して表示する必要があります。

なお、表示された主成分の含有量は、表示が付された製品中に実際に入っている主成分の含有量に紺い数値にする必要があります。成分の種類や表示する成分量に応じて、次の許容範囲におさまるように、表示の内容や製品の品質を管理してください。

主成分	誤差の許容範囲
窒素（窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素）	①表示値が1.5%未満の場合 表示値±0.3%
りん酸（りん酸全量、く溶性りん酸、可溶性りん酸、水溶性りん酸）	②表示値が1.5%以上5%未満の場合 表示値の80%～120%
加里（加里全量、く溶性加里、水溶性加里）	
アルカリ分	
有効石灰（可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰）	③表示値が5%以上10%未満の場合 表示値±1%
有効けい酸（可溶性けい酸、水溶性けい酸）	
有効苦土（可溶性苦土、く溶性苦土、水溶性苦土）	④表示値が10%以上の場合 表示値の90%～110%
有効硫黄（可溶性硫黄）	
有効マンガ（可溶性マンガ、く溶性マンガ、水溶性マンガ）	表示値の70%～130%
有効ほう素（く溶性ほう素、水溶性ほう素）	
銅全量	表示値の70%～130%
亜鉛全量	表示値の70%～130%
石灰全量	表示値の80%～120%
炭素窒素比	表示値の70%～130%
水分含有量	表示値の80%～120%

○ 品質表示の表示の仕方について

（１）肥料を容器に入れる場合

肥料の最小単位ごとに、容器の外部の見やすい場所に、直接印刷するか、表示事項を記載した用紙を容器からはがれないようにつけてください。

（２）容器を用いない（バラ）の場合

表示事項を記載した用紙を手渡しなどで相手に渡してください。

○表示に用いる文字の色や大きさ

（１）表示に用いる文字及び数字の色は、背景の色と対照的な色にしてください。

（２）表示に用いる文字及び数字は、日本産業規格 **Z8305** に規定する 8 ポイント以上の大きさとし、かつ、消費者の見やすい書体にしてください。

（３）肥料の正味重量が 6 キログラム未満の場合には、表示に用いる文字及び数字の大きさは適宜としてください。

特殊肥料の品質表示例 「堆肥」「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」以外の場合

		2 c m以上 *1
特殊肥料		
肥料の種類	肉かす *2	
肥料の名称	〇〇〇〇 *3	
届出を受理した都道府県	〇〇県 *4	第〇〇〇号 *5
正味重量	20キログラム	
生産した年月 *6	令和〇〇年〇〇月 *7	
生産業者の氏名又は名称及び住所 *8	〇〇〇〇株式会社 *9	
	埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1	
販売業者の氏名又は名称及び住所 *10		
<p>この肥料には、牛等由来たん白質（牛又は豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。 *11</p> <p>牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために消石灰を5%使用したものである。 *12</p>		

*1 この部分は、肥料を入れる容器に、この表示票をしばりつけたり、ぬいつける場合以外は、必要ありません。

*2 「特殊肥料等の指定」（昭和25年6月20日農林省告示第177号）の一で指定された名称を記載してください。

*3 特殊肥料生産業者届出書や特殊肥料輸入業者届出書で届け出たとおりの肥料の名称を記載してください。

*4 表示者が、特殊肥料生産業者届出書や特殊肥料輸入業者届出書、肥料販売業務開始届出書を届け出た都道府県名を記載してください。

*5 *4の届出に対する届出受理番号がある場合には、それを記載してください。また、輸入した肥料については、表示の下部等に原産国（原産地）を表示している場合は、複数の都道府県を併記できます。

*6 輸入された肥料については、標題を「輸入した年月」として輸入した年月を記載してください。また、販売業者が表示する場合、生産した年月や輸入した年月を知らないときは、標題を「添付した年月」とし、この表示を添付した年月を記載してください。

*7 年月をこの様式の中に記載することが困難な場合は、この「生産した年月」「輸入した年月」欄に年月を表示する場所を記載し、その場所に表示することができます。

*8 輸入業者又は輸入された肥料の販売業者が表示する場合は、標題を「輸入業者の氏名又は名称及び住所」としてください。

*9 特殊肥料生産業者届出書や特殊肥料輸入業者届出書で届け出たとおりに記載してください。

*10 販売業者が表示する場合に限り、この欄を設け、肥料販売業務開始届出書で届け出たとおりに記載してください。生産業者及び輸入業者が表示する場合はこの欄は不要です。

*11 ほ乳動物由来たん白質（乳及び乳製品を除く。）、家きん由来たん白質（卵及び卵製品を除く。）又は魚介由来たん白質が使用されている場合（所定の手続きを経て製造したゼラチン・コラーゲンを除く。）は、(1)、(2)の区分に従って記載してください。

(1) 牛、めん羊または山羊（牛等）由来の原料を含まない場合

この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してして下さい。

注) 動物由来たん白質の次に（ ）をつけ、由来する動物種を記載できます。

(2) 牛等由来の原料を含む場合や原料事情等により牛等由来の原料を含む可能性がある場合

この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

注) 牛等由来たん白質の次に（ ）をつけ、由来する動物種を記載できます。

*12 生産に当たって、牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取防止に効果があると認められる材料が使用されたものについては、次の例により材料の名称と使用量を記載してください。また、当該材料が使用された特殊肥料を原料とした場合には、その材料の名称を記載してください。

(例) 牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために消石灰を5%使用したものである。

*13 輸入した肥料の場合は、表示の下部等に原産国を表示してください。なお、国名よりも地名のほうが一般に知られている場合には、原産国名ではなく、原産地名を表示することができます。表示方法は次のとおりです。

表示例

△△国製、MADE IN△△、原産国：△△、原産地：△△

○表示に用いる文字の大きさ

様式中の文字及び数字は、日本産業規格 Z8305 に規定する8ポイント以上の大きさにしてください。

Ⅲ-② 特殊肥料輸入の届出

1 輸入を開始する場合（銘柄ごと）

特殊肥料（P. 19）の輸入を開始する1週間前までに、銘柄ごとに以下の書類を提出してください。＜肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項＞

- 1) 特殊肥料輸入業者届出書（記入例P. 33） 正副2部

- 2) 届出者の住所、氏名（法人は所在地と名称、代表者氏名）を確認できるもの 1部
 - ・個人の場合、マイナンバー（個人番号）カード、住民票や運転免許証等の公的機関が発行した書類
 - ・法人の場合、登記事項証明書や定款等（※いずれも複写したものでも可）

- 3) 成分分析証明書（堆肥、動物の排せつ物、堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用する「混合特殊肥料」のみ） 1部

「堆肥」、「動物の排せつ物」、堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用する「混合特殊肥料」については、下記成分に係る品質表示義務があります。

（P. 24）

- 窒素全量、りん酸全量、加里全量（必須）
- 炭素窒素比：「堆肥」、「動物の排せつ物」
- 銅全量　　：豚ふんを原料とするもの（現物1kg当たり300mg以上含有する場合）
- 亜鉛全量　：豚ふん又は鶏ふんを原料とするもの（現物1kg当たり900mg以上含有する場合）
- 石灰全量　：石灰を原料とするもの（現物1kg当たり150g以上含有する場合）
- 水分含有量：成分を乾物あたりで表示する場合

その他の特殊肥料についても、国の指導により所定事項の表示をお願いしています。

（P. 29）

- 4) 輸入を行う港湾等の名称と所在地がわかるもの

※特殊肥料の輸入に伴い、肥料の販売を開始する場合は、肥料販売業務開始届出書も併せて提出が必要です。（P. 3）

2 届出事項に変更があった場合

届出事項に変更があった場合は、その日から2週間以内に、以下の書類を提出してください。〈肥料の品質の確保等に関する法律第22条第2項〉

- 1) 特殊肥料輸入業者届出事項変更届出書（記入例P. 34） 正副2部
- 2) 変更内容が確認できる書類 1部
 - ※「法人の名称」「代表者の氏名」「主たる事務所の所在地」「住所」の変更
 - 1 輸入を開始する場合の2)と同じ
 - ※「肥料の名称」「保管する施設の所在地」の変更の場合、添付書類はありません。

3 特殊肥料輸入業を廃止した場合

輸入を廃止した場合は、その日から2週間以内に、以下の書類を提出してください。〈肥料の品質の確保等に関する法律第22条第2項〉

- 1) 特殊肥料輸入事業廃止届出書（記入例P. 35） 正副2部
 - ※届出者が届出できない場合は、代理人が届け出てください。

4 提出先

輸入を行う港湾等を管轄する振興局の農業水産振興課（提出先一覧P. 54）

記入例

様式第 14 号 (イ) (第 20 条関係)

特殊肥料輸入業者届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 **和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1**

株式会社和歌山

氏名 **代表取締役 和歌山 太郎**

下記により特殊肥料を輸入したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所 (法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
株式会社和歌山 代表取締役 和歌山 太郎
和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1
- 2 肥料の種類
堆肥
- 3 肥料の名称
牛ふんおがくず堆肥 ※ 1
- 4 保管する施設の所在地 ※ 2
和歌山県〇〇郡わかやま町 3 - 3

※ 1 有機質原料を使用した旨を肥料の名称中に入れる場合は、「有機入り」の字句とし、当該原料に由来する窒素の量を 0.2%以上含有する場合に限ります。

※ 2 所在地のみの記載でかまいません。2 か所以上ある場合は、すべてを列記してください。

様式第 14 号 (ロ)

特殊肥料輸入業者届出事項変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1

株式会社ワカヤマ

氏名 代表取締役 和歌山 太郎

※ 1

さきに〇〇年〇〇月〇〇日付で肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更が生じたので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 変更した年月日
△△年△△月△△日
- 2 変更した事項
名称 (旧) 株式会社和歌山 ※ 2
(新) 株式会社ワカヤマ
- 3 変更した理由
社名変更による。 ※ 3

※ 1 特殊肥料輸入業者届出書を届け出た年月日を記載してください。分からない場合は振興局農業水産振興課又は鳥獣害対策課までお問い合わせください (連絡先 P. 54)。

※ 2 該当事項を新旧対照させて記載してください。「保管する施設の所在地」を追加する場合も、届け出てください。

※ 3 変更事項に応じて理由を記載してください。

記入例

様式第 14 号 (ハ)

特殊肥料輸入事業廃止届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1

株式会社ワカヤマ

氏名 代表取締役 和歌山 太郎

※ 1

さきに〇〇年〇〇月〇〇日付で肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により届け出た特殊肥料の輸入事業を下記のとおり廃止したので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 廃止した年月日
△△年△△月△△日
- 2 輸入していた特殊肥料の名称

※ 1 特殊肥料輸入業者届出書を届け出た年月日を記載してください。分からない場合は振興局農業水産振興課又は鳥獣害対策課までお問い合わせください (連絡先 P. 54)。